

歯科医療の専門性をとりまく現状について

病院等の管理者の責務（医療法第6条の10）

病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

管理者が確保すべき安全管理の体制（医療法施行規則第1条の11）

病院等の管理者は、法第六条の十の規定に基づき、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない（ただし、第二号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。）。

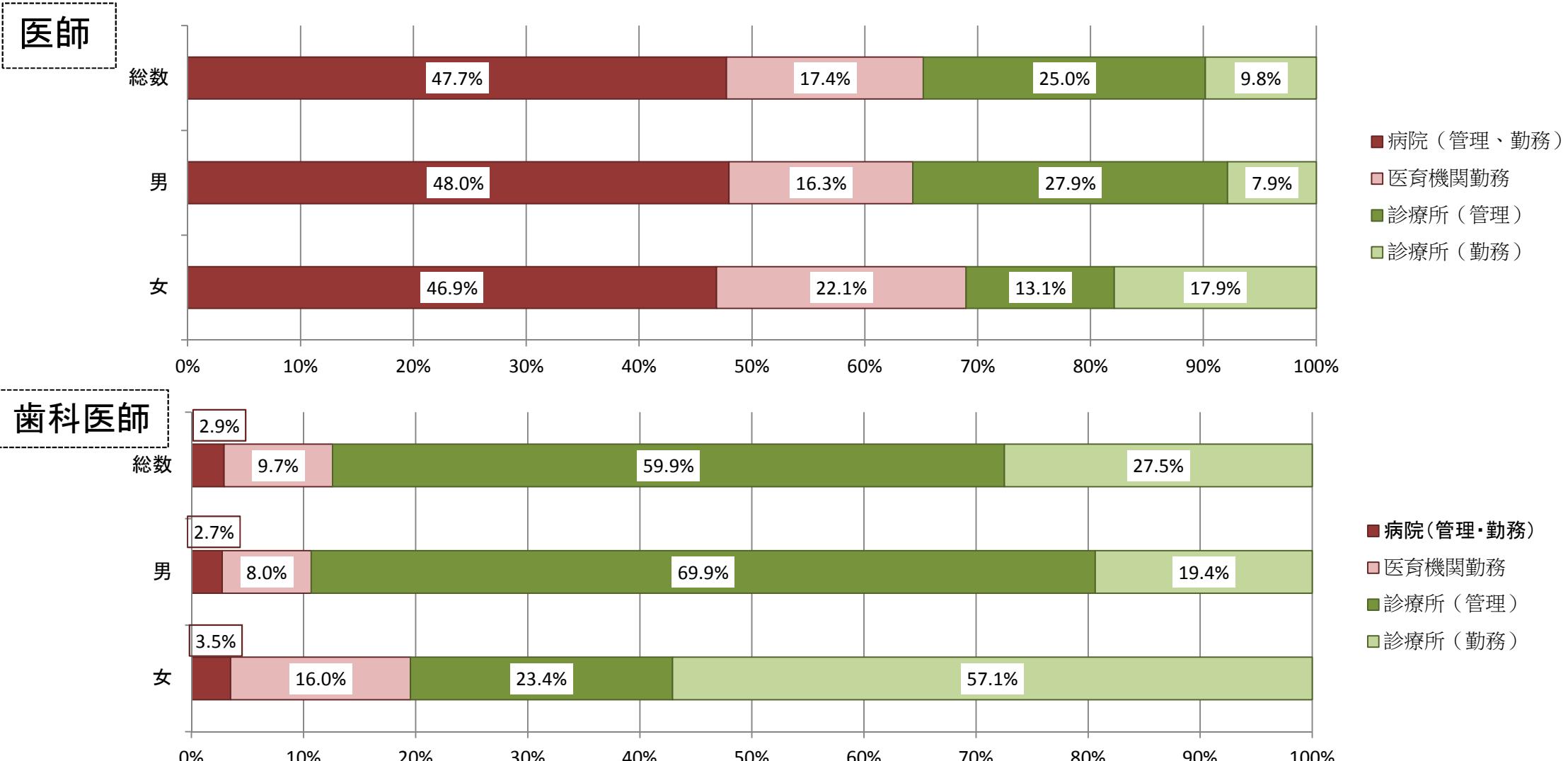
- 一 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。
- 二 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。
- 三 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。
- 四 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の方策を講ずること。

2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 院内感染対策のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの（ただし、口については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。）
 - イ 院内感染対策のための指針の策定
 - ロ 院内感染対策のための委員会の開催
 - ハ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施
- 二 当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善の方策の実施
- 二 医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの
 - イ 医薬品の使用に係る安全な管理（以下この条において「安全使用」という。）のための責任者の配置
 - ロ 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施
 - ハ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施
- 二 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善の方策の実施
- 三 機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの
 - イ 医療機器の安全使用のための責任者の配置
 - ロ 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
 - ハ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- 二 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善の方策の実施

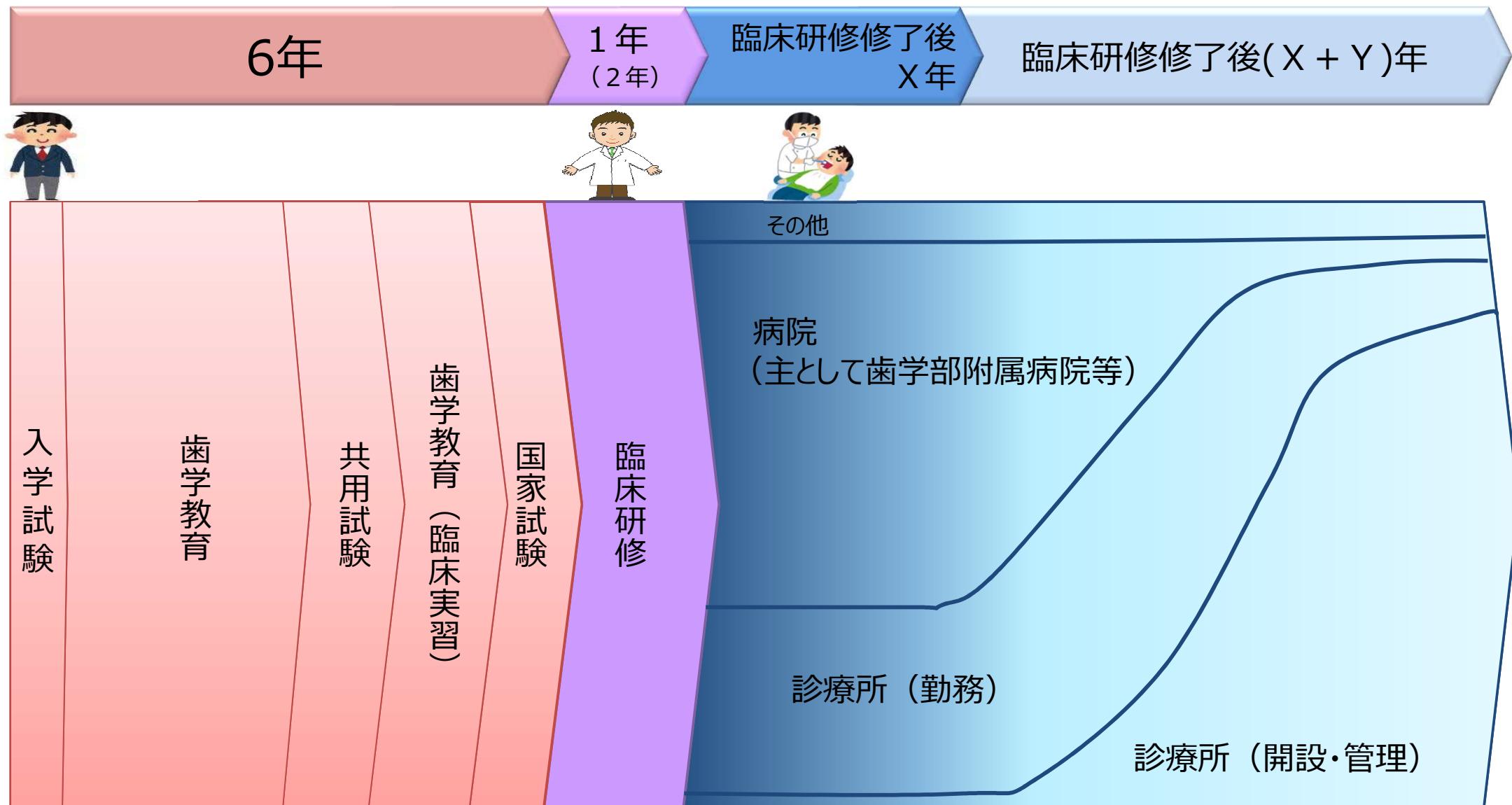
勤務先別の歯科医師の割合

- ◎歯科医師の勤務先は診療所の開設者が約6割程度を占めており、医師と比較して多い。
- ◎**男性の歯科医師は診療所の開設者が最も多く、女性の歯科医師は診療所の勤務者が最も多い。**



(出典：平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査)

歯科医師のキャリアパスについて（イメージ図）



注) H24医師・歯科医師・薬剤師調査結果を基にイメージ図を作成したものであり、必ずしも正確な数値を示したものではない

歯科治療の例 1

歯科の治療体系は治療内容によって細分化されている。

う蝕の治療をしている例（保存治療）



う蝕歯即時充填形成や充填

図は、う蝕を除去し、歯科用複合レジン充填材料で治療を行っている様子。

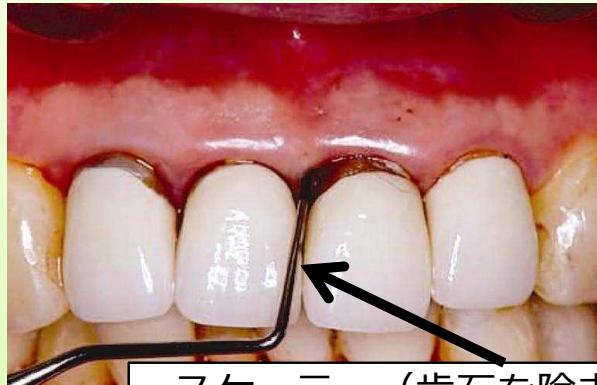
歯の神経の治療をしている例（歯内治療）



根管充填

図は、根管治療の1つの過程で、細菌に感染した根管内（いわゆる歯の神経のある部分）の歯質を除去した後に、歯科用の材料で根管内を充填している様子。

歯周疾患の治療をしている例（歯周治療）



スケーラー（歯石を除去する器具）

歯周基本治療

歯肉縁下の歯石を除去している様子。

抜歯をしている例（口腔外科治療）



抜歯手術

上顎の骨内に埋伏している歯を、歯肉を剥離した上で骨を削り抜歯を行っている様子。

歯科治療の例 2

近年は、高齢者や障がい者等の増加に伴い、特殊な症例に対する歯科医療も徐々に定着しつつある。

訪問歯科診療の例



在宅で歯科治療を行っている様子。

(日本歯科大学菊谷先生提供)

障害者歯科治療の例



障害者への歯科治療を行っている様子。

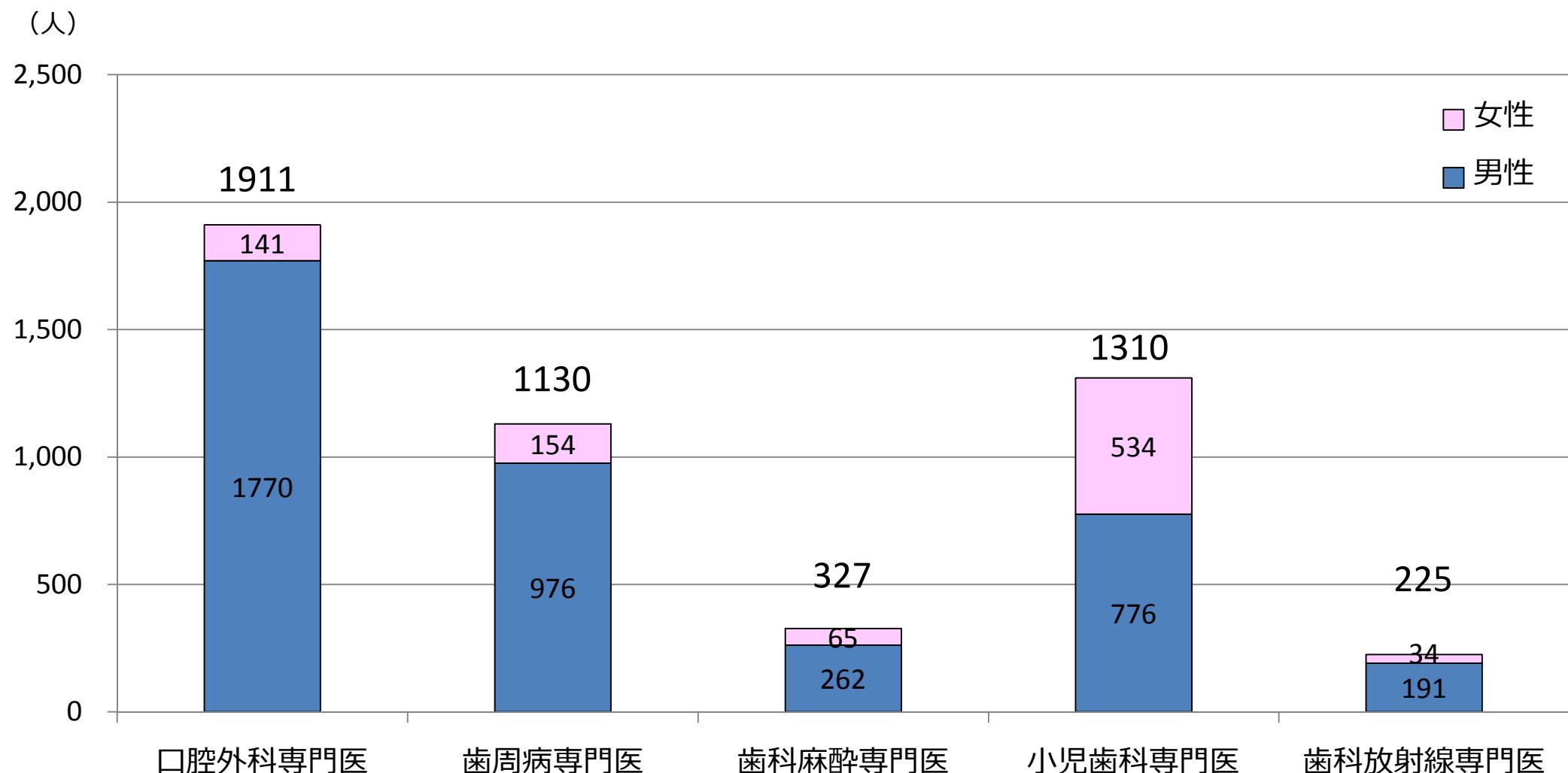
(平成22年度社会保険指導者研修会講演資料
「地域で診る障害者歯科」 (緒方克也氏)

広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について（歯科）

【歯科医師の専門性資格】

団体名	資格名	届出受理年月日
日本口腔外科学会	口腔外科専門医	平成15年11月19日
日本歯周病学会	歯周病専門医	平成16年10月5日
日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医	平成18年3月24日
日本小児歯科学会	小児歯科専門医	平成18年3月24日
日本歯科放射線学会	歯科放射線専門医	平成22年3月17日

広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について（歯科）



(注) 上記は医療法に定める広告が可能な医師等の専門性に関する資格名であり、上記とは別に学会独自に専門医制度を設立している。

(参考) 日本歯科医学会に所属する専門分科会数は21、認定分科会数は21であり、大部分が学会独自に専門医制度を設立しているが、これ以外にも様々な専門医が存在。

広告可能な診療科等（医療法）

医療等にかかる広告の制限（医療法第6条の5第1項）

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 略

二 診療科名

三から六まで（略）

七 当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他の当該医療従事者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして、厚生労働大臣が定めるもの

八から十三まで（略）

広告することができる診療科名（医療法施行令第3条の2）

一 略

二 歯科医業については、次に掲げるとおりとする。

イ **歯科**

ロ 歯科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

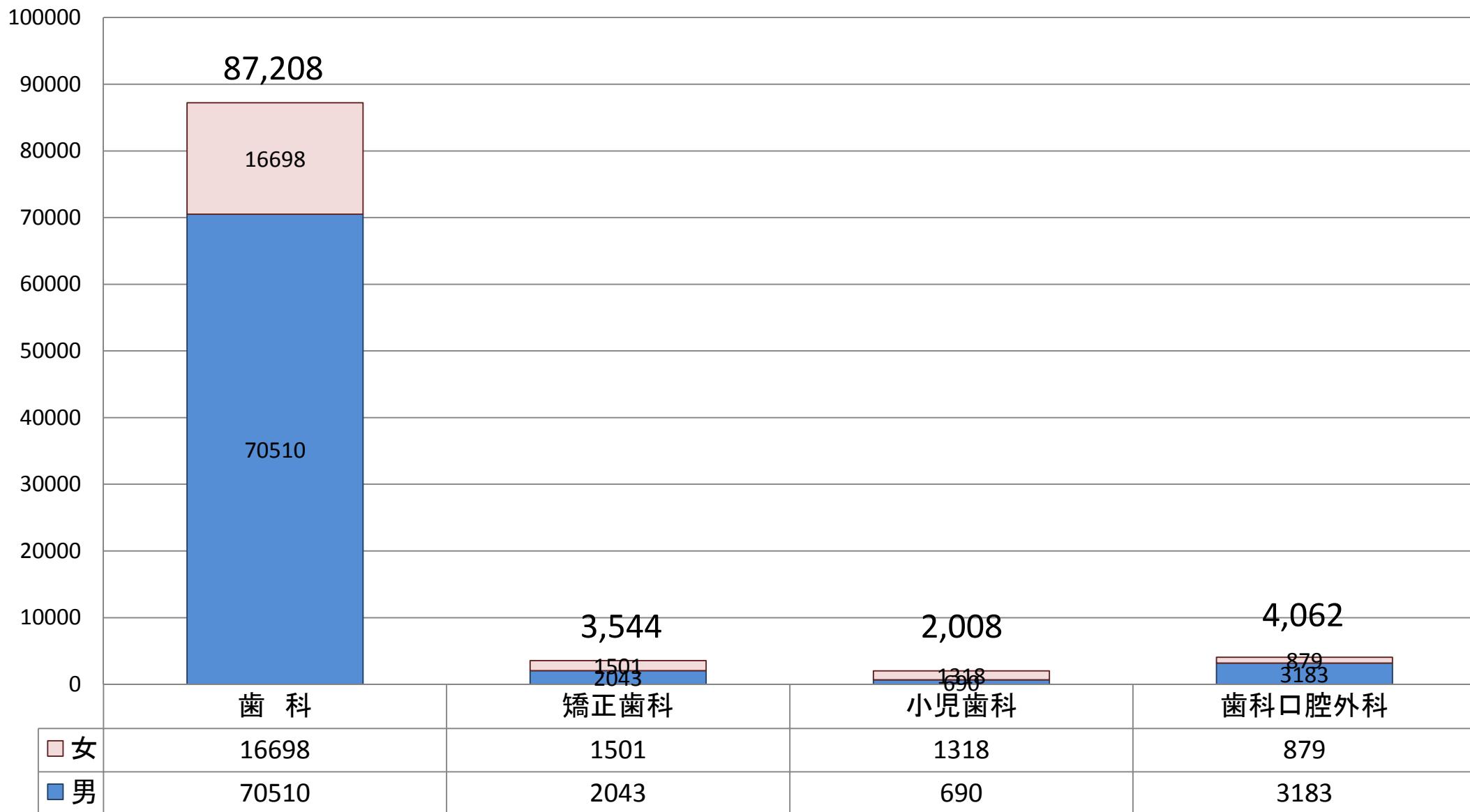
（1）小児又は患者の年齢を示す名称であつて、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの

（2）矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

歯科医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法（医療法施行規則第1条の9の5）

第一条の九の二第一項の規定は、令第三条の二第一項第二号ロの規定により歯科と同号ロ（1）及び（2）に定める事項とを組み合わせる場合について準用する。

主な診療科別の歯科医師数（男女別）



平成24年度医師歯科医師薬剤師調査